

「桜の里整備事業」の基本設計（案）について

平成 26 年 8 月 26 日
玉山総合事務所

1 事業の目的

観光客の誘致と地域の活性化を図るため、1万本のオオヤマザクラ植栽地を新たな観光スポットとして整備するものである。

2 事業概要

- (1)事業主体 盛岡市
- (2)事業期間 平成 23 年度～28 年度
23・24 年度 用地測量・構想策定
25 年度 基本設計策定
26 年度～28 年度 実施設計・工事等（予定）
- (3)予定地 盛岡市玉山区日戸字姥懐地内（サクラパーク姫神内）
土地所有者：日戸牧野農業協同組合(同組合から市が賃借する予定)
- (4)予定地面積 52,197 m²
- (5)事業費 1 億 5 千万円（辺地対策事業債充当）
- (6)整備概要 東屋 1 棟，トイレ 1 棟，遊歩道 6 コース，広場 4 箇所，駐車場 1 箇所の整備を行うほか植栽を施す。

3 基本設計概要

(1)整備コンセプト

「玉山や自然を愛する人が集い、花や草木を愛で体感し、交流する場を整備する」

(2)整備方針

オオヤマザクラの鑑賞を楽しむ場の創出，自然との一体感，新たな魅力の創出，市民協働による維持管理，周遊観光を考慮した施設を整備する。

(3)設計上の基本的な考え方

ゾーニングによる導入施設計画，来場者の滞留を考慮した遊歩道計画，現状を活かし魅力を付加する景観構成計画を基本としている。

(4)基本設計

①造成

駐車場・遊歩道・展望台地・見晴らし台の造成を行なう。

②広場計画

芝生広場・親水広場・見晴らし台・展望台地の 4 箇所の広場を設ける。

③駐車場計画

40 台駐車可能な駐車場を整備する。

④休養・便益施設計画

(東 屋) 大人 40 人程度を一度に収容できる木造の建物とする。

(トイレ) 簡易水洗方式で，男大 1・小 2，女大 1（多目的トイレ兼用）の便器を備えたトイレを整備する。

(ベンチ) 木製ベンチ及び御影石ベンチを適宜設置する。

⑤修景施設計画

景観, 季節感, 各ゾーンの施設との調和を考慮し植栽を行なう。

⑥遊歩道計画

遊歩道は, 幅員 1.5m~2.5m, 透水性の舗装とし, 一部傾斜地では階段を設ける。

⑦橋梁計画

既存の鋼橋及び木橋の改修等を行う。

⑧維持管理計画

施設設備の定期点検, 草刈, 清掃等を可能な限り市民協働の考え方により実施する。

4 今後の予定

		26年度	27年度	28年度
基本設計 (基本計画)				
造成設計	実 施 設 計	○		
遊歩道設計		○		
建物設計			○	
植栽設計			○	
杉林伐採 (牧野組合実施)		○		
地質調査		○		
井戸掘削工事		○		
井戸配管設計			○	
遊歩道・造成工事			○	
建物工事				○
植栽工事				○
井戸配管工事				○
維持管理方策・例規整備			○	○
宣伝紹介ツール作成				○
催事等計画				○

図1：案内図

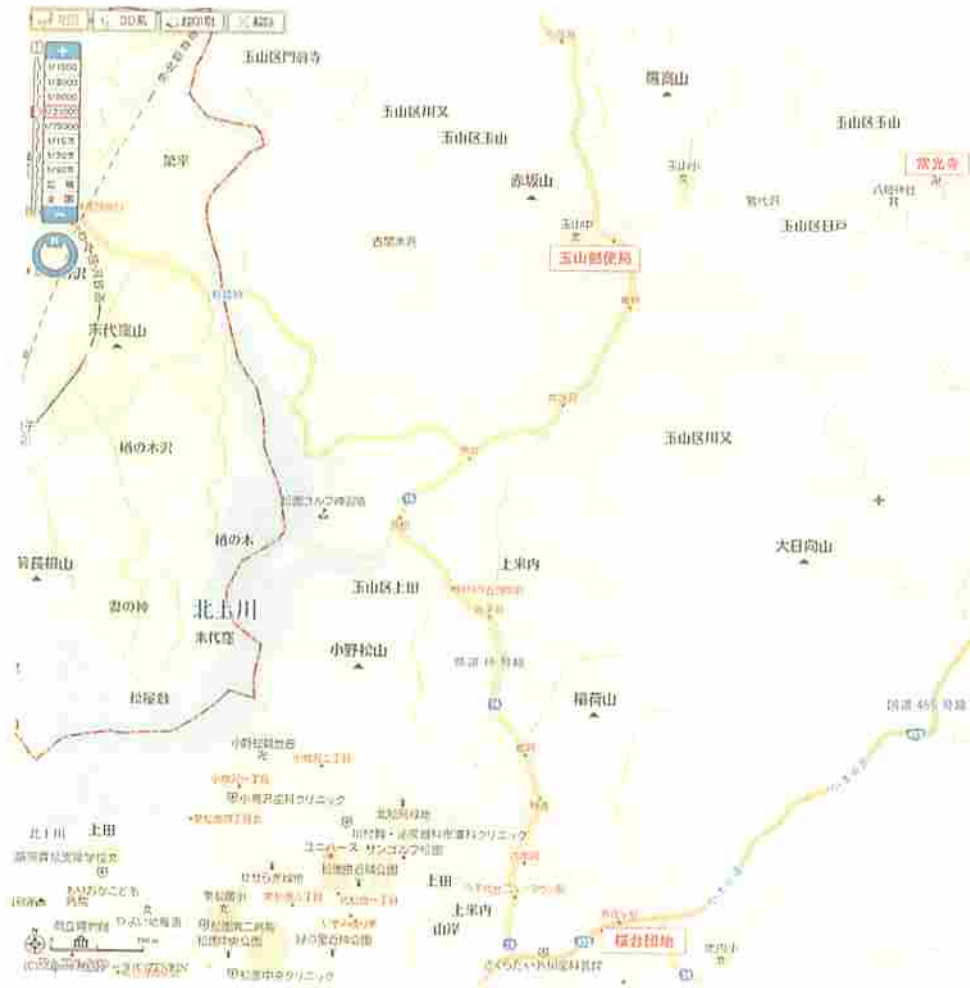
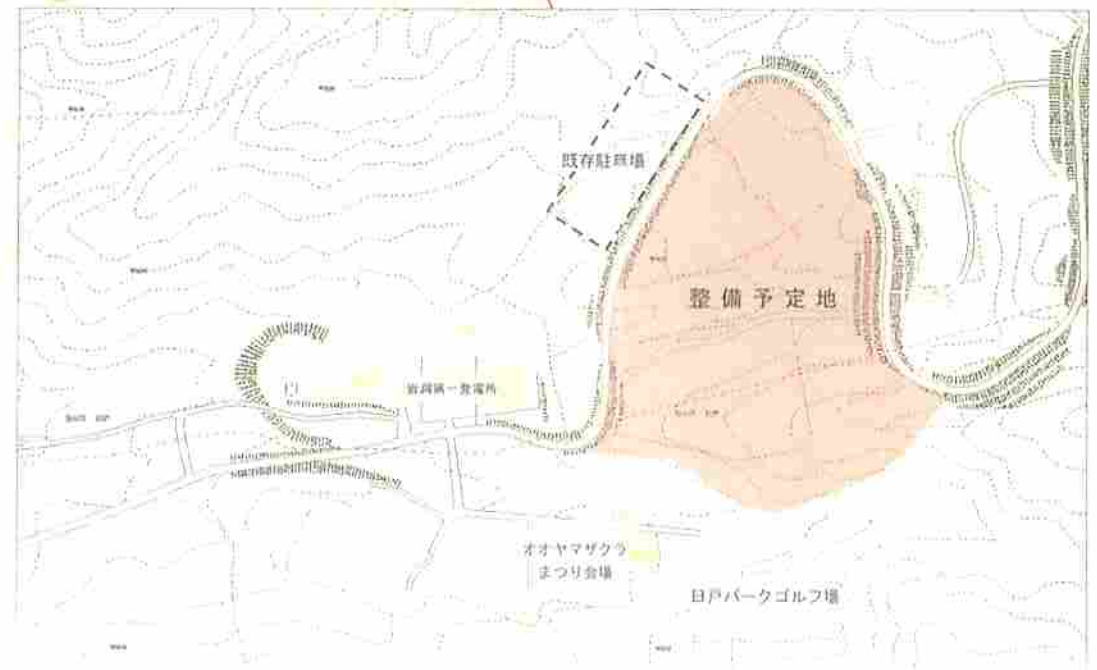
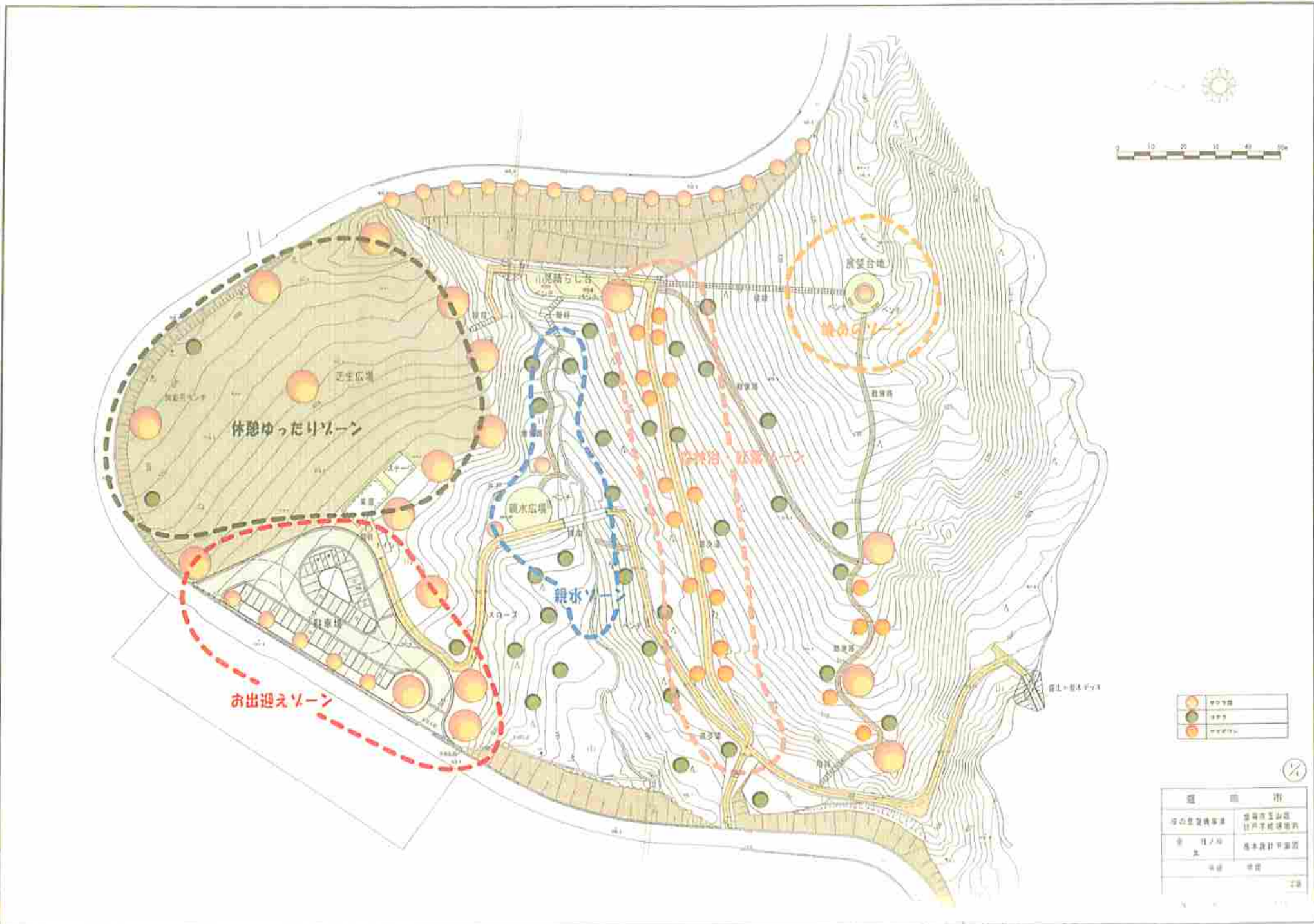


図2：周辺図

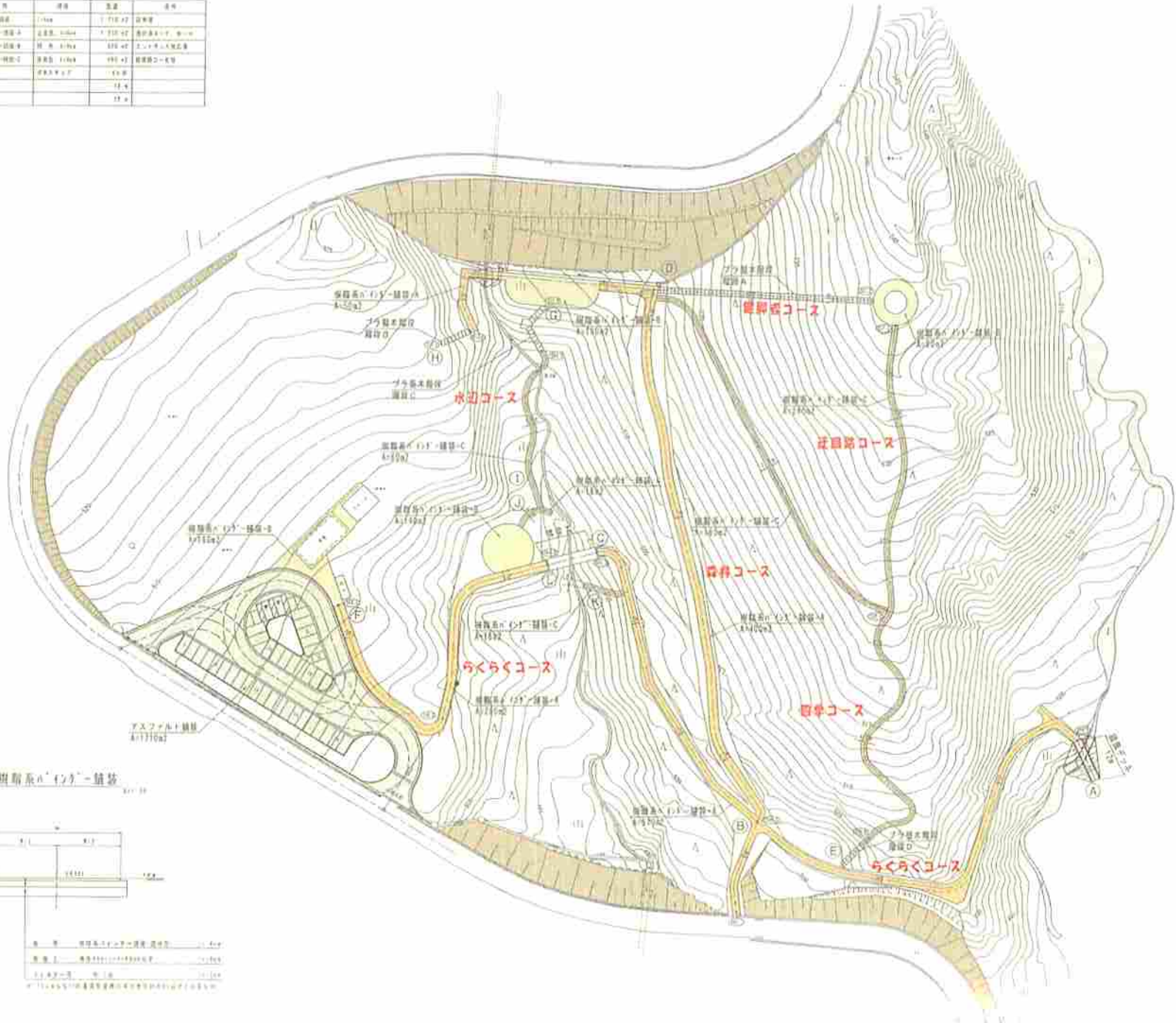




黄色の丸	ヤカク
緑色の丸	コク
オレンジ色の丸	ヤカク

題 名	
この建築事務所	福岡市五仙区 計開平建設株式会社
委 託 者	熊本設計事務所
年 月	年 月
作 者	工務

記号	種 別	規格	数量	単位
[Symbol]	アスファルト舗装	110mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	コンクリート舗装	150mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂利	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡
[Symbol]	砂	100mm	1,710.47	㎡



健康系「わが」舗装



図 1	健康系「わが」舗装 断面図	1:100
図 2	健康系「わが」舗装 平面図	1:1000
図 3	健康系「わが」舗装 断面図	1:100

説 明 書	
目的	健康系「わが」舗装 断面図
種 別	健康系「わが」舗装 断面図
規 格	健康系「わが」舗装 断面図
年 度	平成 25 年度
頁 数	1 頁

盛岡市新市建設計画

桜の里整備事業

基本設計(案)【概要版】

- I. はじめに
- II. 整備基本方針
- III. 基本設計

玉山総合事務所産業振興課
平成 26 年 8 月

I. はじめに

1. 事業の位置づけ

(1) 位置づけ

盛岡市新市建設計画における事業の一つ。

(2) 実施主体

盛岡市

2. 事業の目的及び事業の概要

観光客の誘致と地域の活性化を図るため、玉山区日戸の1万本のオオヤマザクラ植栽地に必要な施設整備を行い、新たな観光スポットを設けるものである。

3. 新市建設計画に位置づけられた経緯

新たな観光資源の創出と地域活性化を目的として、平成10年、11年に地域住民、村内自治会及び首都圏に在住する旧玉山村出身者で構成する「ふるさと玉山会」等が、玉山区日戸に1万本のオオヤマザクラを植樹した。

植樹から相当の年数が経過し、桜も花をつけ始めてきたが、現地は遊歩道や休憩施設がなく、市民の憩いの場及び新たな観光ルートとして利用できる状況にないことから、玉山村と盛岡市との合併を期に新市建設計画に位置づけられたものである。

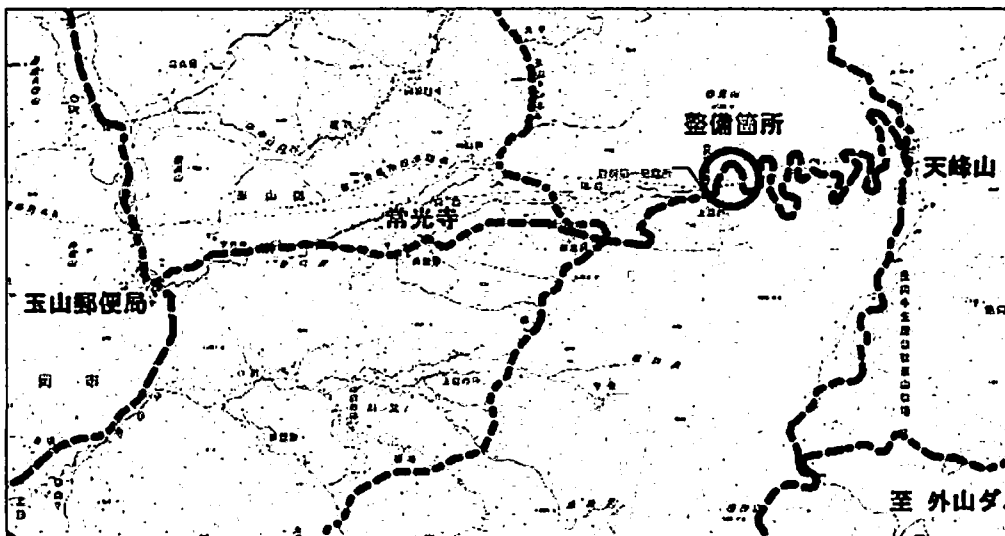
4. 整備予定地の概況

(1) 予定地の概況

① 所在地

盛岡市玉山区日戸字姥懐地内（サクラパーク姫神内）

予定地は、玉山区日戸の玉山郵便局前で県道から啄木の生誕の地である常光寺方面への市道に折れ、岩洞第一発電所を過ぎてすぐの場所（天峰山の上り口）にある。



② 面積

52,197 m²

③ 概況

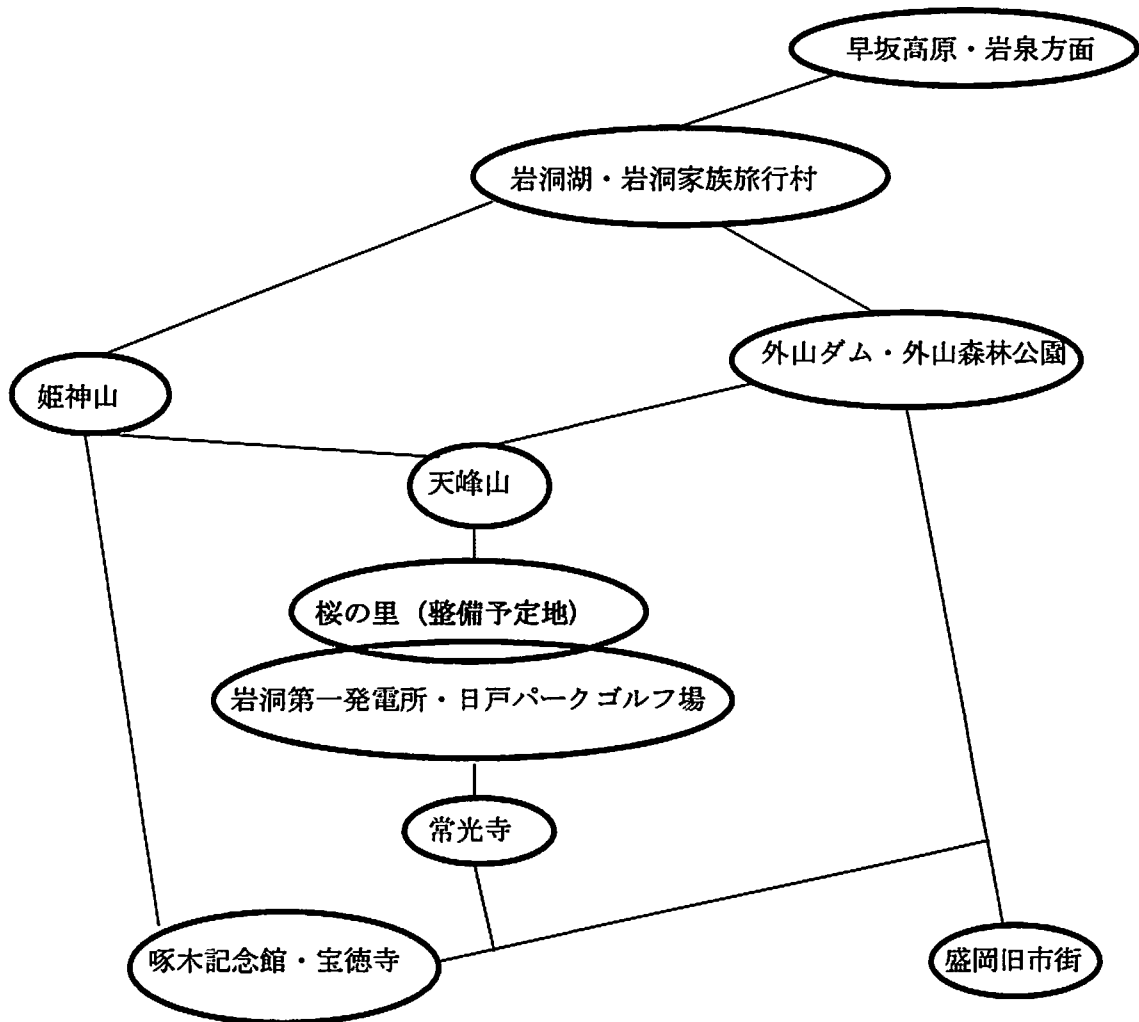
i) 予定地の状況

- ・ 市道及び沢で囲まれ、傾斜のある草地、森林、岩場から構成されている。

ii) 周囲の状況

- ・ 整備予定地の上方一帯の37haにわたりオオヤマザクラが1万本植樹されている。
- ・ 隣接して日戸パークゴルフ場、岩洞第一発電所が立地している。

(2) 周辺の観光スポット（観光または見所）との導線・位置関係



Ⅱ. 整備基本方針

1. 整備コンセプト

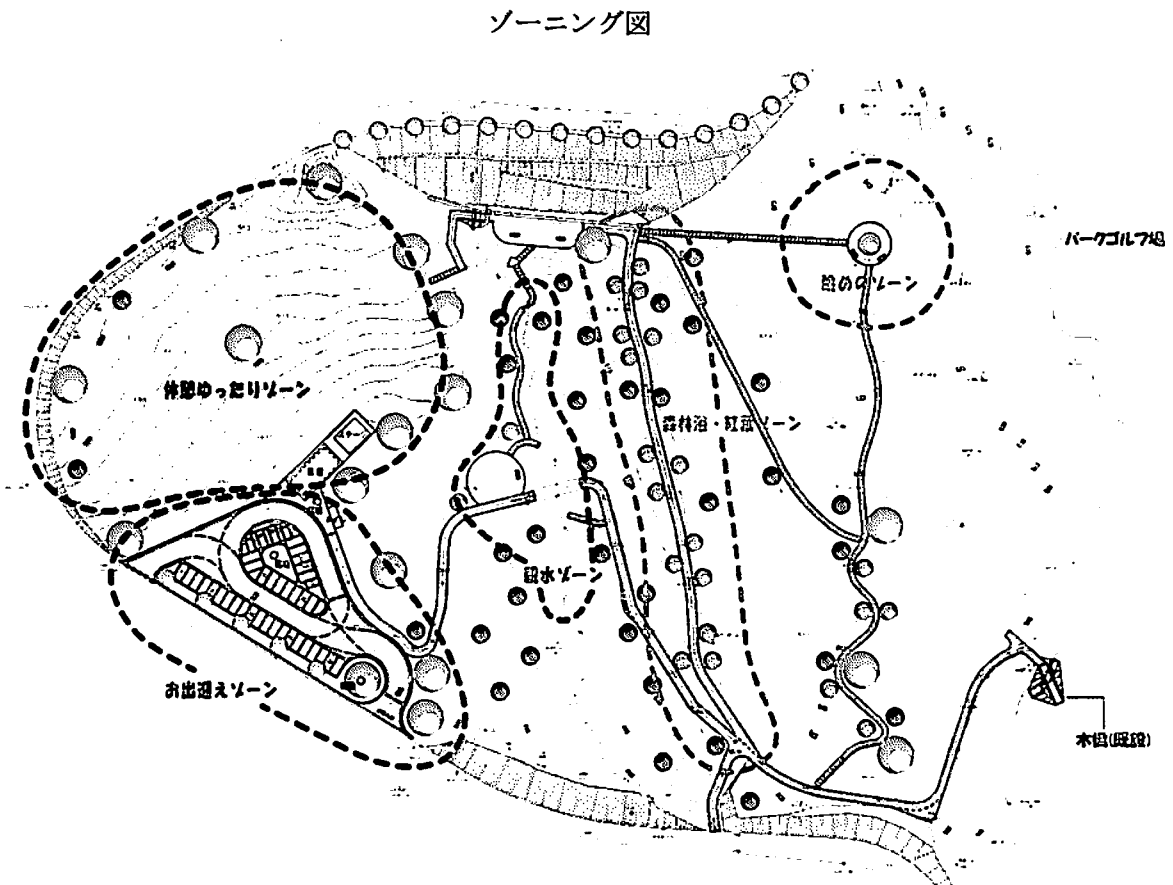
「ふるさと玉山を愛する人や自然を愛する人々が集い、花や草木を愛で体感し、交流する場の整備をめざす」

2. 整備方針

- ① オオヤマザクラの鑑賞を楽しめる場の創出
- ② 自然と一体となれる場の創出
- ③ 新たな魅力を引き出す施設整備による観光スポットの創出
- ④ 協働体制の構築による魅力の創出と良好な維持管理の徹底
- ⑤ 玉山区内の周遊観光も念頭に置いた整備

3. ゾーン別整備内容

(1) ゾーニング・導入施設計画



導入施設計画

ゾーン名称	導入施設	機能分類の組合せ
お出迎えゾーン	駐車場	休憩・多目的
	トイレ	
休憩ゆったりゾーン	芝生広場	憩い・展望・休憩 鑑賞（イベント含む）
	東屋	
親水ゾーン	親水広場	多目的・休憩
	散策路	
森林浴・紅葉ゾーン	見晴台	展望・鑑賞・休憩
	遊歩道	
眺めのゾーン	展望台地	展望・休憩
	散策路	

(2) 動線（遊歩道）計画

自然公園らしい魅力的な環境の中で滞留して楽しめるような魅力付けを行うという観点を踏まえ、次の点を基本とした動線（遊歩道）計画を行う。

- ◇ 公園内や周囲の自然景観に沿ったデザイン
- ◇ 来場者の安全を図る機能
- ◇ 眺望を楽しんだり、歩くことを楽しんだりするようなコース設定（ただし、一部の急傾斜区間では、歩行に困難が伴うことは地形状況からやむを得ない）

- ① 遊歩道 A～B～F [らくらくコース]
- ② 遊歩道 B～D [林間コース]
- ③ 散策路 D～E [健脚者コース、迂回路コース、四季コース]
- ④ 遊歩道 D～H
- ⑤ 散策路 G～I [水辺コース]
- ⑥ 散策路 K・J

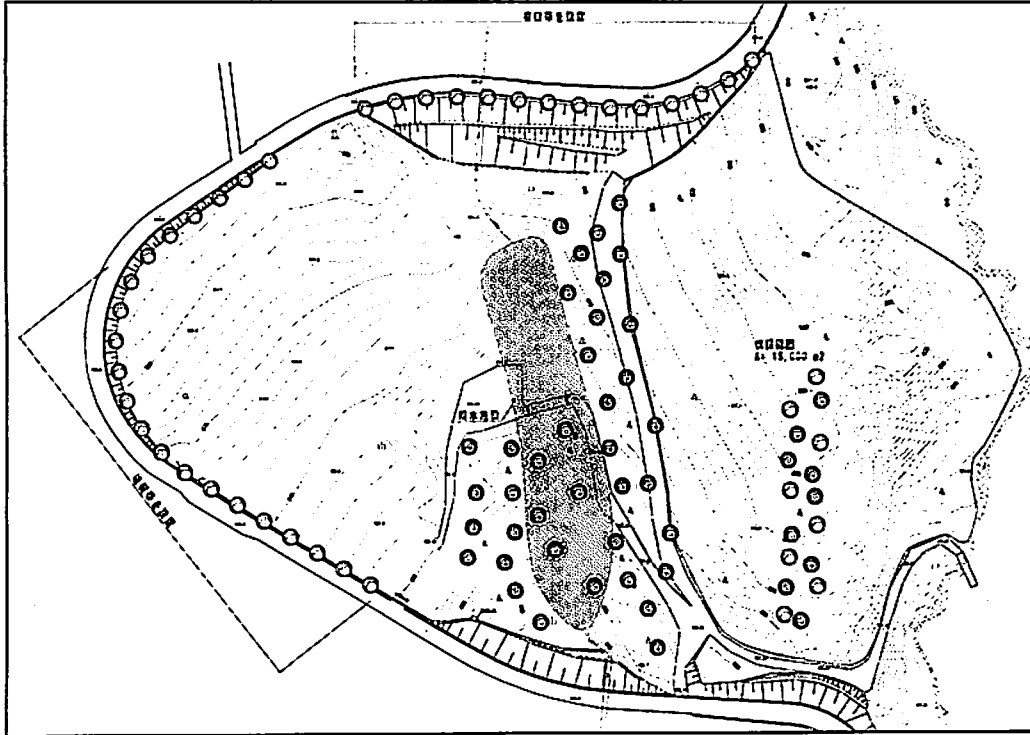
(3) 景観構成計画

計画地の上方一帯はオオヤマザクラが植樹されており、新たな観光スポットの創出を図るため、本整備は個性や魅力を付加した景観構成が求められている。

【魅力ある景観の創出】

- ◇ 市道との境界沿いに植樹帯を設け、目隠しを兼ねた落ち着いた空間の演出に努める。
- ◇ 既設の沢を活かした、魅力ある水辺の形成に努める。
- ◇ 南側の日戸パークゴルフ場を見渡せるよう既存の杉林を伐採し、眺望・展望を確保する。
- ◇ 広葉樹の植栽を行い、森林浴や紅葉を満喫できる空間づくりに努める。

景観構成模式図



Ⅲ. 基本設計

1. 造成設計

(1) 整地計画

① 基本的考え方

造成は必要最小限の改良に留めるものとし、基本方針は以下のとおりとする。

◇造成を行う主な範囲は、エントランス部の駐車場、遊歩道および散策路、展望台地、見晴らし台の4箇所とする。

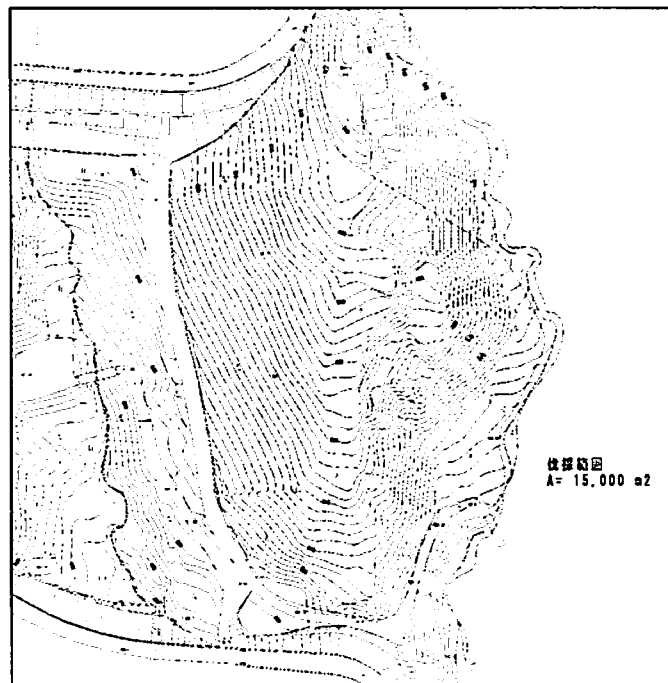
◇造成で発生する土は、現場内の処理を基本とし、土の搬出は行わないものとする。

② 杉林の伐採

本計画地の南側にスギ林の傾斜地があるが、展望台からの眺望・展望を確保するため、伐採範囲を日戸牧野農業協同組合と協議し、広範囲の伐採を行うものとしている。

ただし、このゾーンは森林浴を目的としていることから、伐採しない杉の選定や広葉樹植栽を行うこととしている。

伐採面積 A=15,000 m²



伐採範囲

③ 造成数量

概算数量は以下のとおりである。ただし、盛土は駐車場で計上している。

数量表

記号	種別	規格	数量	適用
	アスファルト舗装	t=4cm	1,710 m ²	駐車場
	樹園系A'インガ'-舗装-A	土系色、t=4cm	1,230 m ²	遊歩道A~F、B~H
	樹園系A'インガ'-舗装-B	明色、t=4cm	580 m ²	エントランス柵広場
	樹園系A'インガ'-舗装-C	茶系色、t=4cm	490 m ²	散策路D~E他

2. 園路（遊歩道）・広場計画

(1) 園路（遊歩道）計画

① 線形

園路（遊歩道）は基本的に既存の施設を活用するものとし、新たな園路は、ゾーン間のアクセス向上を図るために設置する。

縦断勾配は15%程度を上限とし、必要に応じ階段工を付すものとする。

② 幅員

幅員は、地形状況および経済性を考慮し、主要幹線は2.5m程度を標準とする。また、歩行者のすれ違いを考慮し、最小幅員は1.5mとする。

③ 路面

路面は、浸食や事故などを防ぐため、自然環境や景観に影響を及ぼさない範囲で舗装を敷設するものとする。舗装材および仕上げは、滑りにくく且つ平坦性のあるものとする。

各コースの利用形態、幅員構成、舗装材は次のとおりとする。

◇遊歩道 A～C, B～D, D～H, F～L

項目	内容
幅員	W=2m
舗装	脱色バインダ舗装(明色)・透水性



遊歩道イメージ

◇散策路 D～E, G～I, J, K

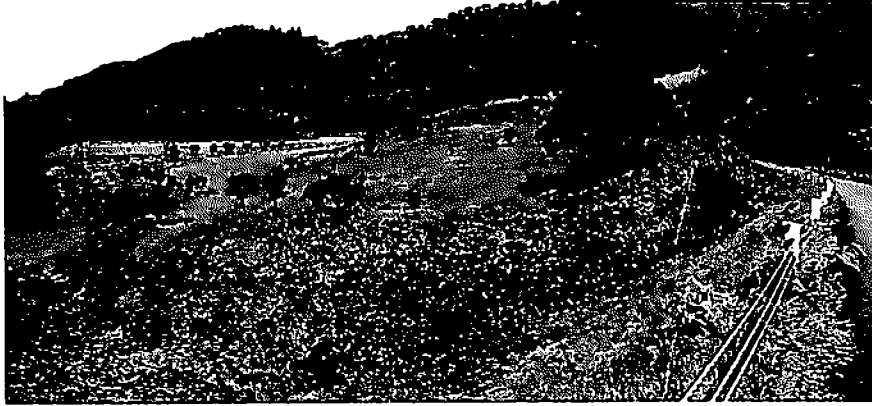
項目	内容
幅員	W=1.5m
舗装	脱色バインダ舗装(土系色)・透水性

(2) 広場計画

当計画地の広場は、『休憩ゆったりゾーン』の芝生広場、『親水ゾーン』の親水広場のほか、見晴らし台と展望台地を含め、合わせて4箇所である。

① 芝生広場

オオヤマザクラの眺望を考慮し、ベンチ等を設置し眺望しやすい環境を整備する。被覆は、現況の野芝を刈り込み活用するものとする。



芝生広場

② 親水広場

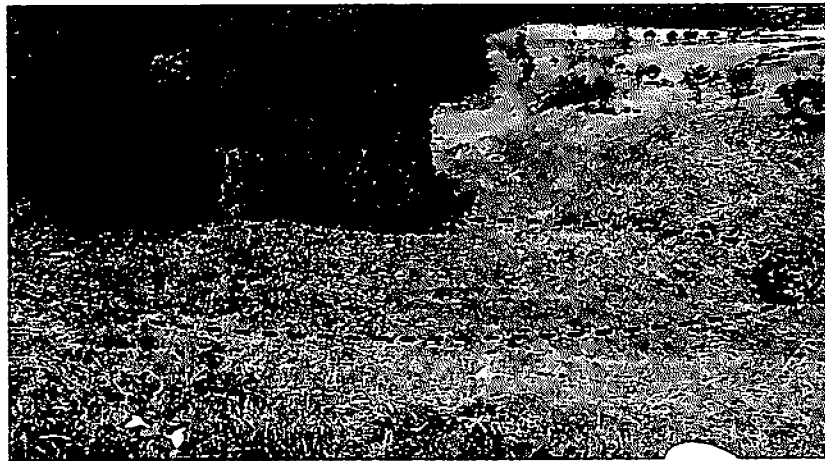
親水広場は、既存の形状を活かし舗装仕上げとする。



親水広場

③ 見晴らし台

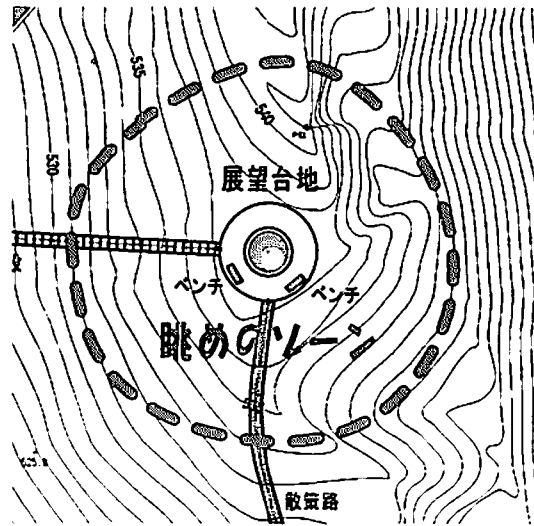
見晴らし台は、既存の形状を活かし舗装仕上げとする。



見晴らし台（上方から望む）

④ 展望台地

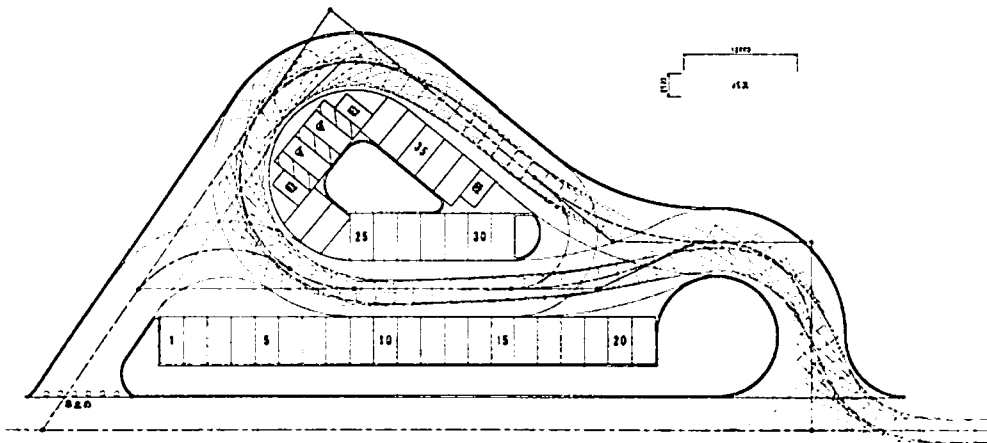
展望台地は、比較的平らな地形に設定し、舗装をドーナツ状とし、中心部は目印としてサクラを配置する。



(3) 駐車場計画

① 配置

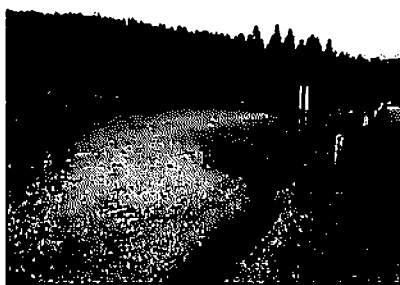
駐車場は、前述のとおり『お出迎えゾーン』に配置するものとし、送迎用のバスが乗り入れ可能な線形（通路幅）計画とする。



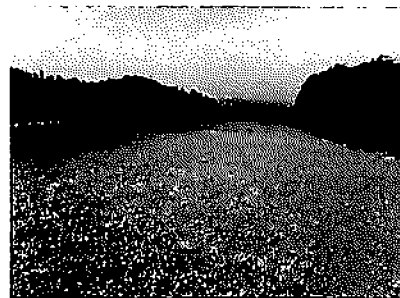
バス軌跡図

② 区画数

駐車区画数は、ゾーン内に 40 台分を確保する。



ゾーン内駐車場



ゾーン外駐車場

◇駐車可能台数（お出迎えゾーン内）

普通車用：35台，軽自動車：3台，身障者用：2台

③ その他

ゾーン外（道路を挟んでゾーン内駐車場の向かい側）に既存の駐車場があり，70台駐車可能であり，バス等大型車の駐車にも対応可能である。

(4) 舗装設計

① 舗装区分

舗装区分

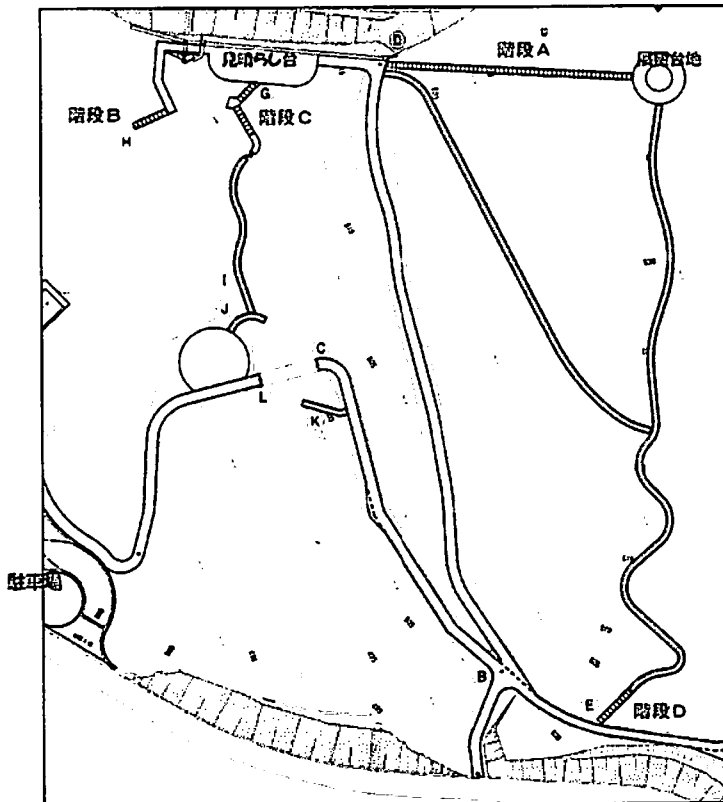
区分内容	対象区間	舗装種別
交通量が少ない	駐車場	アスファルト舗装
歩行者のみの 園路	エントランス	透水性舗装
	遊歩道・散策路	透水性舗装
	芝生広場	芝生舗装

3. 階段・橋梁設計

(1) 階段計画

① 基本方針

階段の計画に当たっては，各施設を結ぶ園路の利用上必要な機能を踏まえ，以下の図に示す階段 A~D の 4 箇所を設置するものとする。



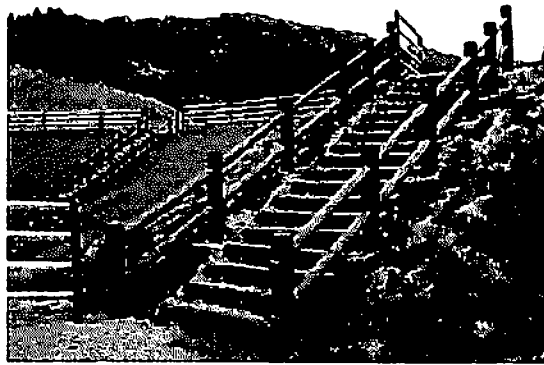
階段位置図

② 幅員

階段の幅員は，利用者のすれ違いや経済性を考慮し，幅 1.5m とする。

③ 構造，材料

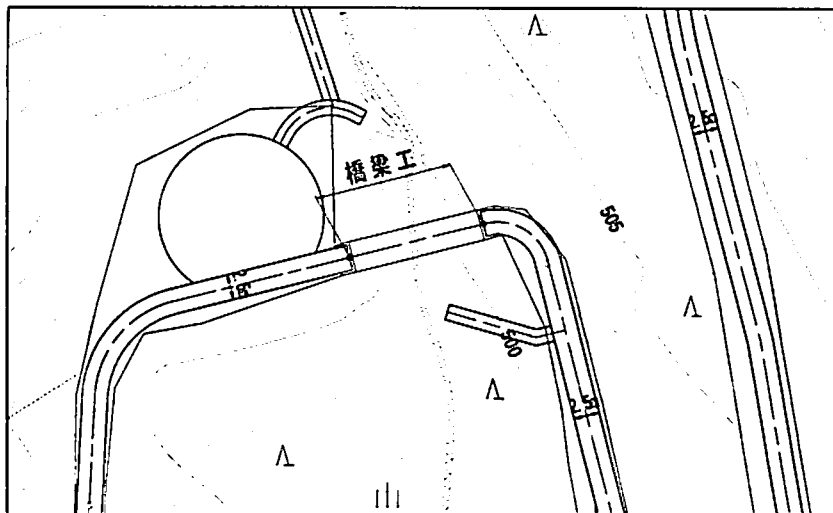
プラスチック製の擬木製品を採用する。



プラ擬木階段イメージ

(2) 橋梁計画

親水ゾーンにおける橋梁の計画に当たっては，以下の図に示す既設の鋼橋を擬木により表面を装飾し改修するものとする。



橋梁工位置図

(3) その他

① 橋風デッキ

パークゴルフ場方面から整備予定地への導入部分にある既設の木橋を撤去し，盛土＋擬木デッキで橋様仕上げとする。また，沢部はボックスカルバートを敷設し，機能を保つものとする。

② 柵

利用者の事故防止，利用者による植生破壊の防止などのために柵を設置する。設置箇所は，階段や広場の高低差があり，危険と判断される箇所に設置するものとする。

材料は，景観に調和するよう構造，意匠に配慮しプラ擬木とする。

4. 排水施設設計

(1) 雨水排水計画

現状の整備予定地の雨水は、基本的に予定地内の沢に集水されている。整備後においても基本的にこの雨水の流れは継続されるが、駐車場及び見晴らし台が整備されることから、これらの部分から流れた雨水は新たに設置する雨水管を通じて予定地内の沢に流すこととなる。

なお、整備後も公園全体の面積は現状と変わらないことから、全体の流量は変化なく、沢をそのまま使う形となる。

(2) 汚水排水計画

① 基本方針

トイレは、耐久性やユニバーサルデザイン性の観点からユニットタイプとし、利用予測およびコスト削減を考慮し、トイレ数は男性用：小2/大1、女性用：1（多目的兼用）とする。

また、イベント開催時等の一時的な利用者数が増加する場合は、仮設トイレを併設することで対応するものとする。

② 汚水処理

し尿処理の方法は、簡易水洗方式とする。

5. 修景施設設計

(1) 植栽計画

① 基本的考え方

植栽計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ◇ 周囲の景観を取り込み、一体となるように樹木を選定する。
- ◇ 各ゾーンの施設と調和し、魅力が向上する樹木を選定する。
- ◇ 当該施設の気候、風土に適した樹木を選定する。
- ◇ 季節感ある花木や樹木を選定する。

② 導入植樹木

種別	名称	規格寸法(m)			単位	数量
		H	C	W		
高木	サクラ類	3.0	0.12	0.7	本	40
	コナラ	3.0	0.12	0.8	"	35
	ヤマモミジ	3.0	0.15	1.2	"	20
	ヤマボウシ	0.5	3本立		"	50
	ニシキギ	0.5		0.3	"	200
水辺	クリンソウ	10.5cmコンテナ			pot	50
	タチギボウシ	10.5cmコンテナ			"	50
	サワギキョウ	10.5cmコンテナ			"	50
	エゾミソハギ	10.5cmコンテナ			"	50
	アゼスゲ	10.5cmコンテナ			"	100

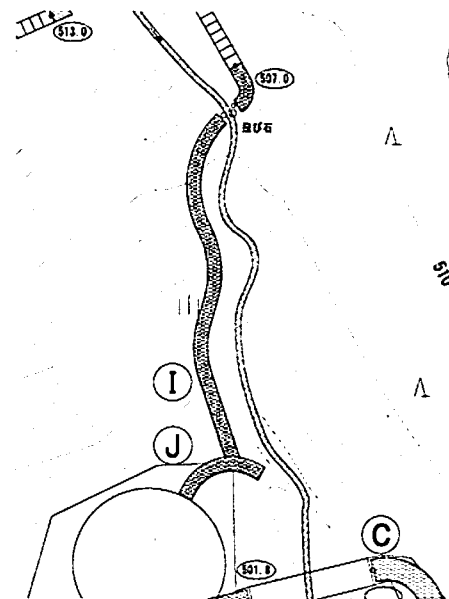
(2) 水景施設計画

① 整備方針

親水ゾーンにおいて、現況沢部の水辺の演出を目的として、沢沿いの水辺植物の導入を行うものとする。



現況沢部



水辺コース計画

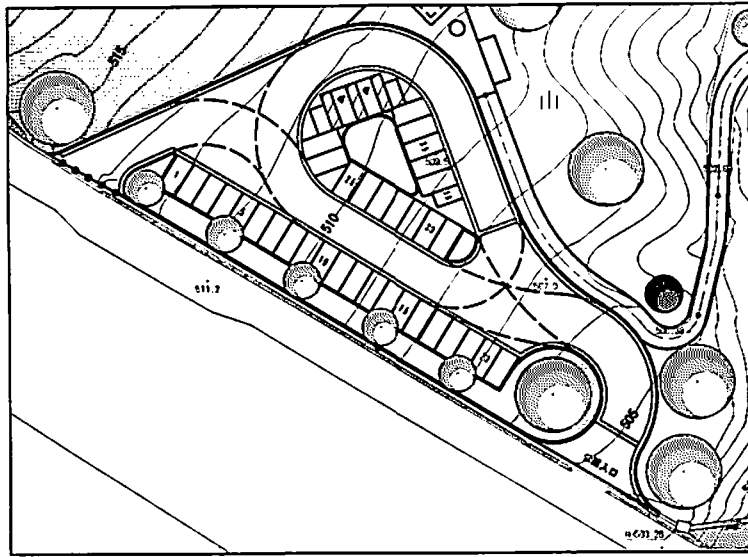
(3) ゾーン別植栽計画

① お出迎えゾーン

- i) 駐車場市道沿いの植栽スペースには、樹木を等間隔で配置する。また、空いたス

ペースには低木の配置を行う。

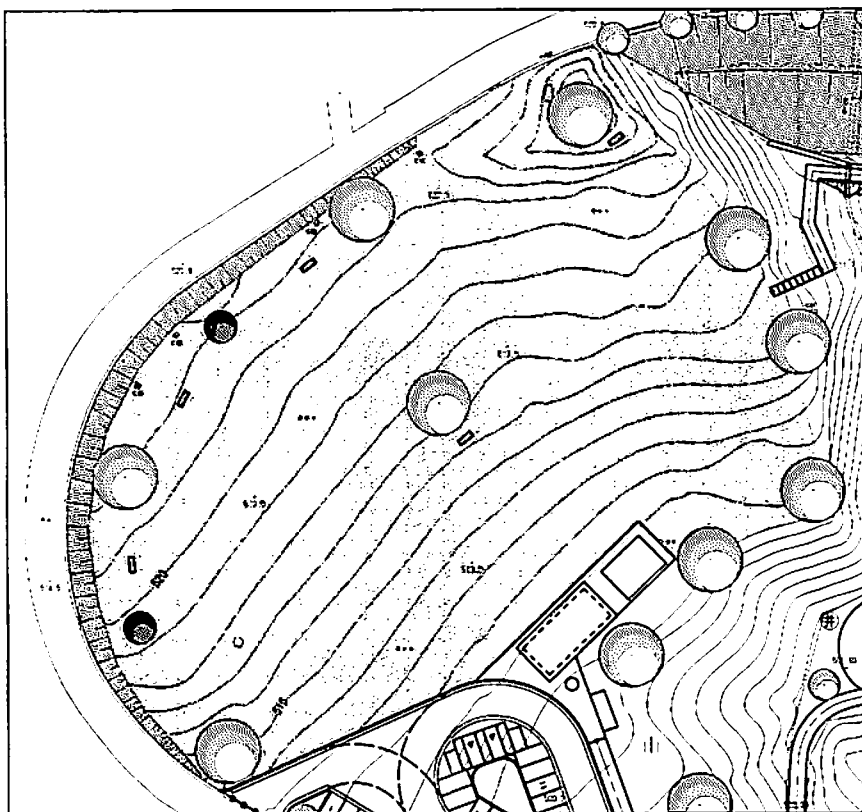
- ii) 駐車場入り口は、両側にサクラ類を配置する。



お出迎えゾーン植栽計画

② 休憩ゆったりゾーン

- i) 芝生広場の周囲にサクラ類を配置し、中央部に1本配置しフォーカルポイントとする。
- ii) 東屋やステージ近くにサクラ類を配置し、眺望と調和を図る。
- iii) コナラを桜の間に配置し、景観に変化を与える。



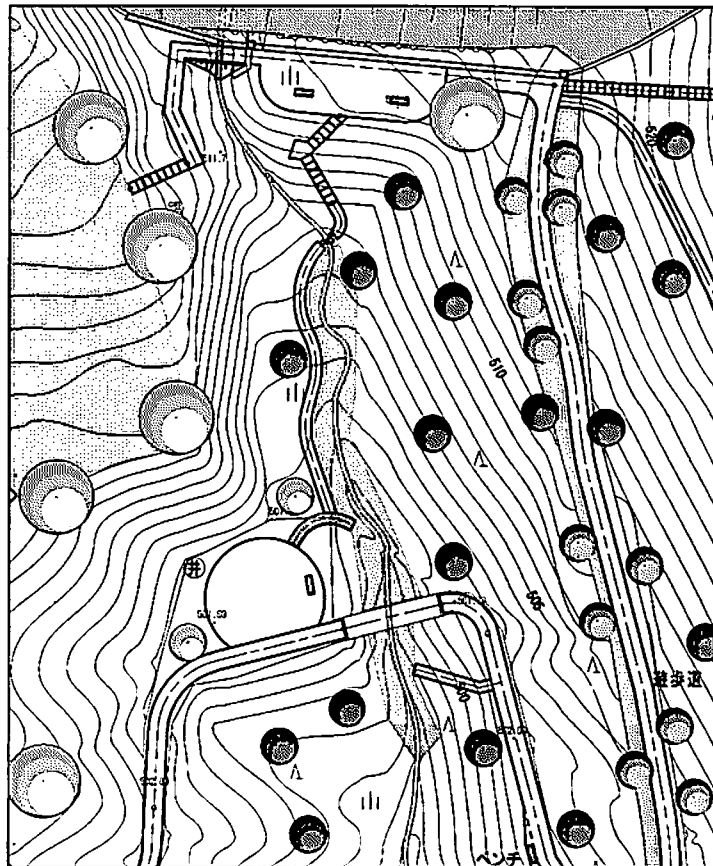
休憩ゆったりゾーン植栽計画



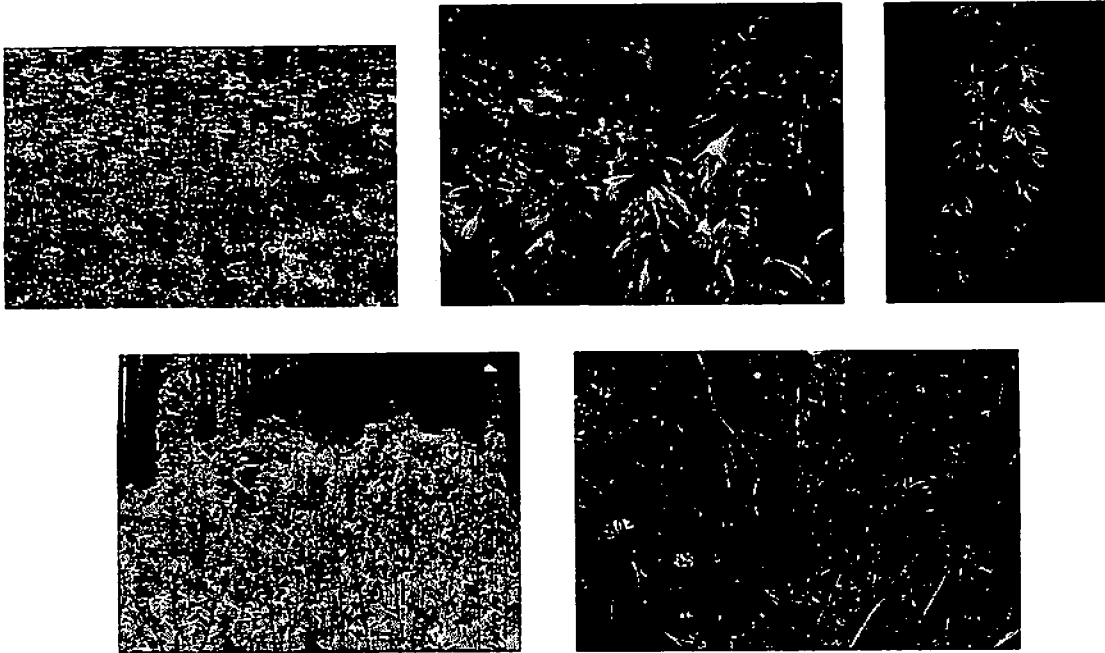
コナラ

③ 親水ゾーン

- i) 沢沿いに石材で囲んだ内側に客土を敷いて、水辺の草木を配置する。
- ii) 周囲は高木類をランダム配置し、木陰の創出や景観に配慮する。



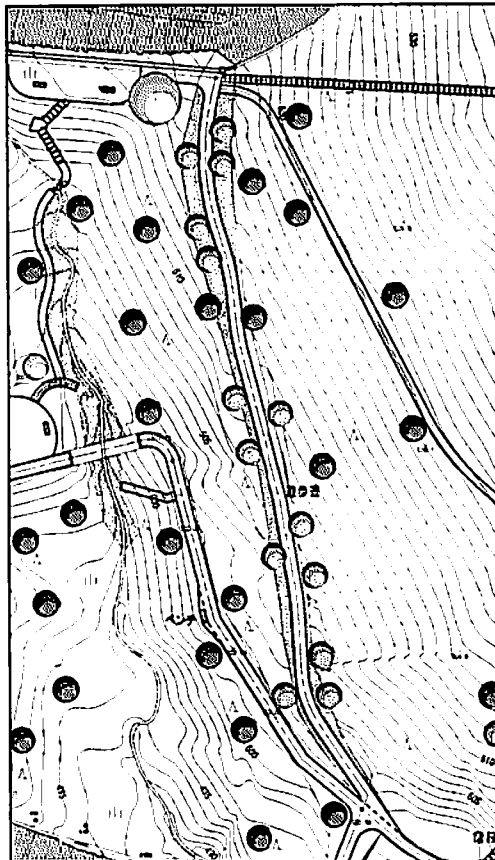
親水ゾーン植栽計画



水辺の植物

④ 森林浴・紅葉ゾーン

- i) 遊歩道沿いに紅葉が美しい樹木を配置し、鑑賞を楽しめる空間とする。
- ii) 周囲は高木類をランダム配置し、木陰の創出や景観に配慮する。



森林浴・紅葉ゾーン植栽計画



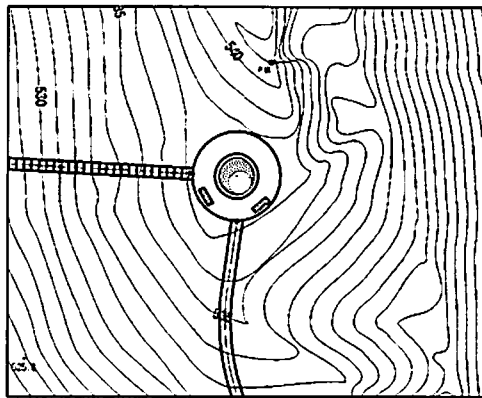
ヤマモミジ



ニシキギ

⑤ 眺めのゾーン

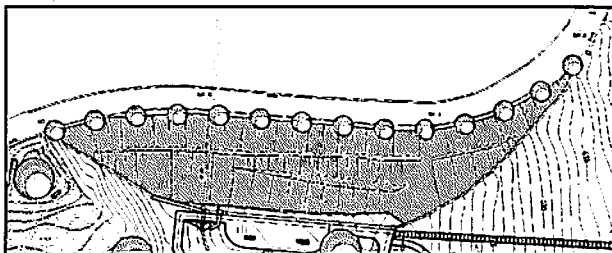
- i) 展望台地の中央部に1本サクラ類を配置し、フォーカルポイントとする。



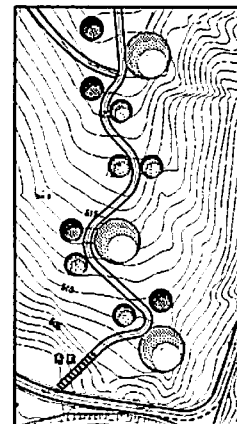
眺めのゾーン植栽計画

⑥ その他(ゾーン外)

- i) 市道沿いの盛土部にサクラ類を等間隔に配置し、目隠し的な配置を行う。
- ii) 散策路の四季コースは四季を楽しめる植栽の配置とする。

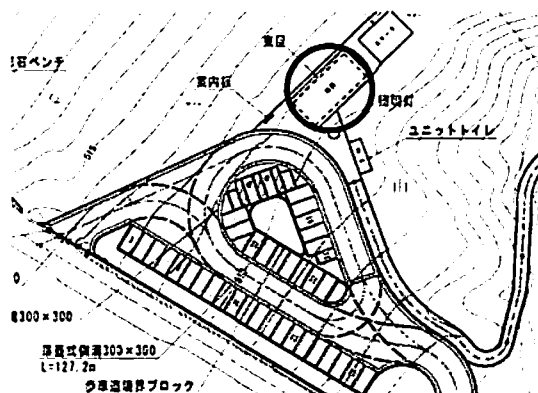


その他植栽計画

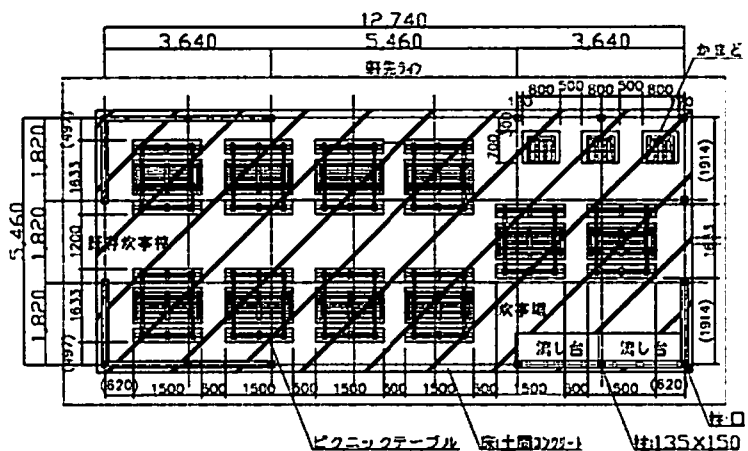


6. 休養・便益施設設計

(1) 東屋



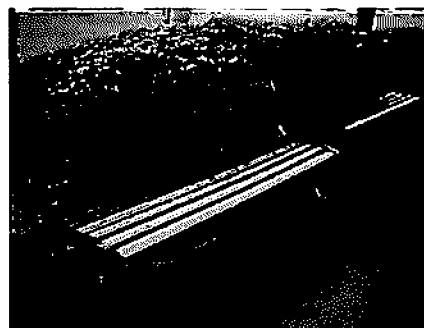
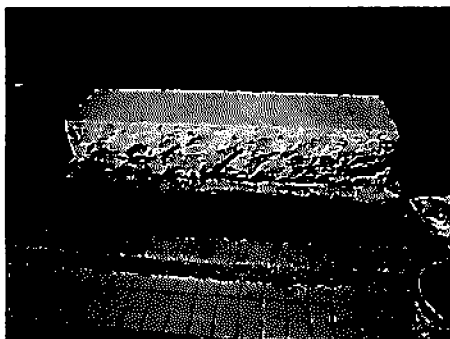
大人 40 人程度が一度に収容可能な東屋を整備する。(椅子テーブルも整備)
 材料は景観性を考慮し、木材を使用することで周囲に調和させるものとする。



東屋平面図

(2) ベンチ

- ① 木製ベンチは、耐久性に優れる再生材とし、ユニバーサルデザインに対応した製品とする。
- ② 御影石ベンチは、主に休憩ゆったりゾーンの芝生広場内に設置する。

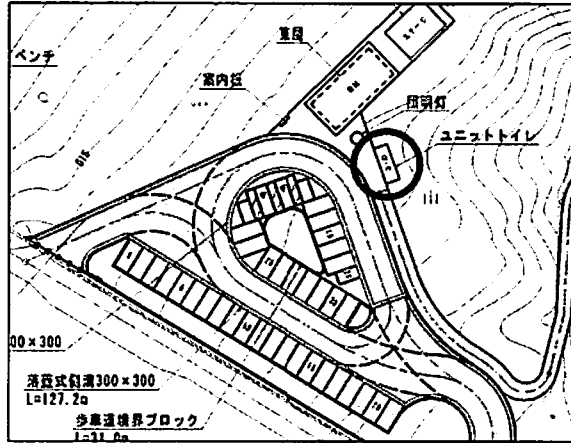


ベンチ

(3) 便所

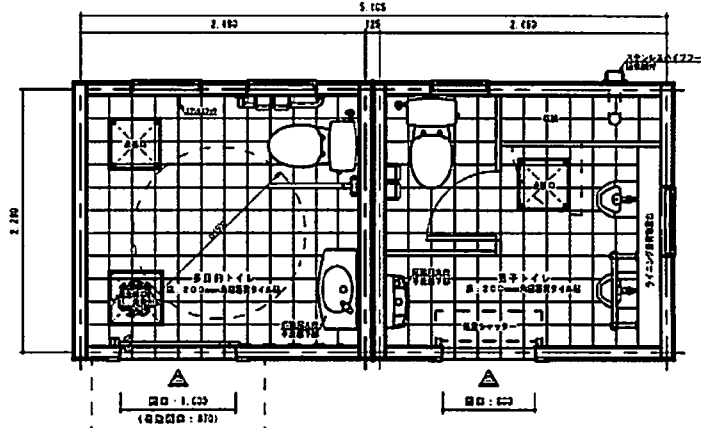
当該施設における便所については、下図の1箇所とする。

※ イベント開催時など一時的な利用者増加の際は仮設トイレで対応する



便所設置箇所

- | | |
|-----------------|----------------|
| 男：大・・・1器 | } 計 4 器 / 1 箇所 |
| 小・・・2器 | |
| 女：大・・・1器(多目的兼用) | |



7. 管理施設設計

(1) 電気設備計画

当該施設の電気は、お出迎えゾーンの駐車場から受電し、照明灯やトイレおよびポンプ施設へ配電する。配線は地下埋設方式とし、埋設深さは車両その他の重量物の圧力を受ける場所では1.2m以上、その他の場所では0.6m以上を確保するものとする。

当該施設は、基本的に夜間の利用は想定していないため、照明の設置数は最小限の1箇所とし東屋およびトイレの近くに設置するものとする。

光源は、高寿命かつ省エネルギーであるLEDを採用する。

(2) 給水設備計画

当該施設の給水設備は、親水ゾーンに設置する井戸から引き込み、トイレおよび炊事場へ配管するものとする。施設への給水は、トイレ及び東屋の2箇所と小規模であり、当該施設内でのみの利用であることから、井戸からの直結方式とする。

8. 維持管理計画

(1) 管理計画

当該施設の管理運営においては、施設の管理主体、管理体制の明確化を前提として、運営関係者の責務や役割を認識して維持管理を推進する。

(2) 基本的考え方

当該施設は、地元自治会等が市と共同管理していくものとする。施設管理は、長期にわたり利用者が『憩い・展望・多目的・鑑賞・休憩』といった導入活動機能を快適に利用できる施設とすることを目的とし、維持管理を行うものである。

管理計画の基本方針は、以下のとおりとする。

基本方針	内 容
柔軟な管理体制の確立	当該施設では、植栽の管理、施設の管理、季節による利用者数の変動などによって管理頻度が変化することが予想される。 ただし、専門的な管理に費用がかかるものは、外部委託することとする。
利用者の安全確保	当該施設は、若年層～高齢層まで幅広い世代に利用されることを想定し、日常的な施設の点検、修繕補修を行うなど利用者の安全性を確保する維持管理を進める。
快適環境の維持	当該施設の導入活動機能を十分に果たすため、緑地や施設の良好な管理に努めるものとする。
管理システムの確立	作業の効率化、簡素化などを考慮し管理マニュアルの作成、管理システムの確立が必要である。
自主的管理の促進	管理者は公の施設の管理を行っていることを十分に認識し、施設の利用促進や品質の向上につながる取り組みを行うことが望ましい。

(3) 定期点検 (案)

定期点検は、冬期閉鎖を考慮し実施時期を適宜に定める。

点検種別	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
飲料水検査 (井戸水)	●—————	1, 2回	—————●	
草刈り	●—————	4, 5回	—————●	
日常的な施設点検	●—————	随時	—————●	
修理修繕	●—————	随時	—————●	
施設設備の更新	●—————	随時	—————●	
警備	繁忙期	●—————	随時	—————●

(4) 定期点検 (案)

当該施設の良い維持管理に努めるための取り組みを以下に示す。

管理業務	維持管理	運営
地元自治会等が主に行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の清掃・除草 ・樹木の下枝落とし ・低木の刈り込み ・剪定枝処理 ・園内施設の軽微な補修 ・破損施設等の連絡 ・不法投棄物の連絡 ・事故時の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等が主催する行事の調整 ・総会・役員会の開催 ・報告書類の提出
自治会等と市が協議して行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の草刈り ・芝刈り ・高木・中木の剪定 ・伐採・間伐の処理 ・排水施設の清掃 ・病害虫の駆除防除 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修に関すること。 ・イベント開催に関すること。
市が主に行う業務 (外部委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水検査 (井戸水) ・工作物の設置 ・給水施設の補修 ・不法投棄物の処理 ・災害時の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の財産管理 ・施設内の行為の許可 ・工作物の設置許可 ・維持管理に関する技術的な指導・助言 ・管理運営に関する指導・助言